

改 正 案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第八十一条の一の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

特定建築物は次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。

一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの

二 組積造の建築物で地階を除く階数が二以下であるもの

三 構強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が二以下であるもの

四 鉄骨造の建築物で次のイからロまでに該当するもの
イ イ～ヘ 略

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの
イ 及び ロ 略

六 木造、組積造、構強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち一以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからロまでに該当するもの

イ 地階を除く階数が二以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である

現 行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第八十一条の一の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

特定建築物は次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。

一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの

二 組積造の建築物で地階を除く階数が二以下であるもの

三 構強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が二以下であるもの

四 鉄骨造の建築物で次のイからロまでに該当するもの
イ イ～ヘ 略

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの
イ 及び ロ 略

六 木造、組積造、構強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち一以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからロまでに該当するもの

イ 地階を除く階数が二以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である

もの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第四号ハ、ホ及びヘに適合するもの
ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する
階が前号ロに適合するもの。ただし、木造と鉄筋コンクリート造の構造
を併用する建築物（地階を除く階数が一又は二であり、一階が鉄筋コン
クリート造で、かつ、二階以上が木造の場合に限る。）のうち、次に該
当するものは、この限りでない。

(1) 当該建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する
地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに
対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形
によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつ
ては、百一十分の一）以内であることが確かめられ、かつ、令第八十
二条の二¹⁾を準用したもの。この場合において、同条中「特定建築物」
どあるのは、「建築物」と、同条第一号中「各階」どあるのは、「各
階（二階を除く。）」とそれぞれ読み替えて計算を行うものとする。

(2) 当該建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分である一階について、
昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三に定める構造計算を行
つたもの

(3) 当該建築物の木造の構造部分である二階以上の階について、昭和五
十五年建設省告示第千七百九十一号第一に定める構造計算を行つたも

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

もの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第四号ハ、ホ及びヘに適合するもの
ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する
階が前号ロに適合するもの